

## 座標値一覧表を利用される方へ（数値法編）

### 1. 測量方法について（座標値一覧表の右下に記載）

- ・数値法一専用の測量機器を用いて、筆界点が地球上のどこに位置するかを表した数値（座標値）を求め、計算により辺長（筆界点間の距離）及び面積を求める方法。

#### ※数値法で測量された地域

○旧大洲市（平成8年～現在）

- ・柳沢地区
- ・恋木地区
- ・藤縄地区
- ・新谷地区
- ・喜多山地区
- ・菅田地区

○旧長浜町（平成14年ごろ～現在）

- ・晴海地区
- ・仁久地区
- ・黒田地区
- ・拓海地区
- ・沖浦地区
- ・長浜地区
- ・今坊地区の一部



測量機器（トランシット）

### 2. 筆界点や座標値を利用する際の注意点

- ・数値法では、筆界点名を記載したナンバープレート入りの杭等（下記写真参照）を境界に設置し、測量を行い、杭等（筆界点）の位置の座標を求めています。現地に設置された杭等は、その後の管理状態により、現地から無くなっていることやナンバープレートが色あせて見えにくくなっていることがありますのでご注意ください。



- ・筆界点名の末尾に「K」と記載されている筆界点については、計算を用いて図面上にのみあらわした点であり、現地に杭等は設置しておりませんのでご注意ください。

例) 「14B933K」

### 3. 測量図について

国土調査終了後に測量図が作成されている可能性がありますので、法務局において近隣の土地で測量図が作成されていないかを確認してください。作成されている場合は成果が上書きされ、座標値一覧表と点名が合わないことがありますのでご注意ください。

#### 【お問い合わせ先】

大洲市役所農林水産部農山漁村整備課国土調査係  
TEL：0893-24-1743（直通）  
FAX：0893-24-4581